

青森県報

第三千七百号

平成二十五年
六月五日
(水曜日)

目次

告 示

平成二十五年青森県一般会計補正予算(専決第一号)の要領	(財政課)	一
生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出	(健康福祉課)	二
生活保護法による指定医療機関の事業所の所在地変更の届出	(同)	二
障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	二
児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定	(同)	二
公共測量の実施	(監理課)	三
証紙売りさばき人の業務の廃止の届出	(会計管理課)	三
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告	(県民生活文化課)	三

告 示

青森県告示第四百七十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百七十九条第一項の規定に基づき平成二十五年五月七日専決処分した平成二十五年青森県一般会計補正予算(専決第一号)の要領は、次のとおりである。

平成二十五年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

平成25年度青森県一般会計補正予算(専決第1号)

平成25年度青森県一般会計補正予算(専決第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75,683千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ699,575,683千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
5	地方交付税	213,587,000	75,683	213,662,683
1	地方交付税	213,587,000	75,683	213,662,683
歳 入 合 計		699,500,000	75,683	699,575,683
歳 出		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
6	農林水産業費	64,164,175	75,683	64,239,858
1	農業費	7,570,182	75,683	7,645,865
歳 出 合 計		699,500,000	75,683	699,575,683

青森県告示第四百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
公益財団法人鷹揚郷腎研 究所弘前病院	財団法人鷹揚郷腎研究所 弘前病院	名称又は氏名
弘前市大字小沢字山崎九		所在地又は住所
平成二五・四・一		変更年月日

青森県告示第四百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
株式会社 ズサンライ	五所川原市大字 漆川字袖掛一五 の九	名称
訪問看護 ステーション あおぞら	五所川原市大字 漆川字袖掛一五 の九	名称
五所川原市大字 姥范字桜木二五	五所川原市大字 漆川字袖掛一五 の九	所在地
平成二五・三・一		変更年月日

青森県告示第四百八十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十五年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う所	指定年月日
特定非営利活動法人ほえみの会	就労移行支援	五所川原市大字 早蕨一五の八	平成二五・六・一
名称	名称	所在地	
ワークほほえみ	ワークほほえみ	五所川原市字不 魚住七五の一〇	

青森県告示第四百八十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十五年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業を行う事業所	指定年月日
合同会社らぼーと	放課後等デイサービス	十和田市大字三 本木字稲吉八五 の九三	平成二五・六・一
名称	名称	所在地	
らぼーと	放課後等デイサービス	十和田市東三番 一町二七の一〇の	

青森県告示第四百八十四号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森市

二 測量の種類

公共測量（空中写真撮影）

三 測量の期間

平成二十五年六月一日から平成二十六年三月三十一日まで

四 測量の地域

青森市

青森県告示第四百八十五号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十四年八月十四日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があつた。

平成二十五年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名

八戸市大字鮫町字子猪越四の一

高橋 幸彦

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十五年五月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人しちのへ元気倶楽部

三 代表者の氏名

天間 優彦

四 主たる事務所の所在地

上北郡七戸町字森ノ上二三の四

五 定款に記載された目的

この法人は、上北郡七戸町及び周辺住民に対し、地域伝統文化・芸術を活用した観光振興事業、地域経済活性化を図るための各種事業を行うことによつて、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭